（地方道路公社法施行令の一部改正）

第三条　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第十八条（」の下に「同法」を加え、同項第四号中「第百三十八条第一項」を「同法第百三十八条第一項」に改め、同項第六号中「第四十五条」を「同法第四十五条」に改め、同項第九号中「第二十一条（」の下に「同法」を加え、同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十三号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第四条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第二十号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第五条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「第十八条（」の下に「同法」を加え、同項第三号中「（第百三十八条第一項」を「（同法第百三十八条第一項」に改め、「第八十三条第三項（」の下に「同法」を加え、同項第五号中「第四十五条」を「同法第四十五条」に改め、同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第六条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中第三十一号を第三十二号とし、第二十四号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第七条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第六十一号を第六十二号とし、第四十八号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項

（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第八条　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十六号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第九条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第二十五号」を「第二十六号」に改め、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第十条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第四十二号を第四十三号とし、第三十四号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第十一条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第二十七号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項

（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第二十九号を第三十号とし、第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項